



られる業務として別に定める業務に従事する従業員

第6条（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

以下の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。

入社1年未満の従業員

1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

第7条（従業員への通知）

第1条から第6条までのいずれかの規定により、従業員の申出を拒むときは、会社はその旨を従業員に通知するものとする。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

年 月 日

株式会社

代表取締役社長

印

従業員代表

印